FAXニュース
ŌMIYA
JR東労組大宮地本
2020年3月12日
No. 144

申13号「正常な職場環境を取り戻し、信義誠実の原則に従う労使関係の確立を求める」緊急申し入れ 2回目②

【大宮運転区で発生した管理者によるパワーハラスメントについて議論】

組合が指摘した管理者によるパワーハラスメント

組合掲示板の前で区長・副区長が分会執行委員２名に対し、前日剥がした掲示物が再度掲示されていることに対し、「なぜ掲示を貼りなおしたのか！」、「俺は嘘をつかれた！」と声を荒げて罵声を浴びせる。執拗に繰り返し掲示内容を指摘し、掲示を剥がさせる。

組合）区長の言動はパワハラだと認識している。

会社）認識は一致しない、パワハラに該当するとは思っていない。

組合）声を荒げている、威圧的で恫喝と受け取っている。当該の組合員は出勤前にやられて、乗務中も思い出してしまったと言っている。また同じことをやられるのかと精神的な苦痛を受けている。

会社）注意することは業務上必要なことでコミュニケーションとして対応している。声を荒げたことに対し、言葉や語尾が強くならないよう指導してきた。

組合）パワハラを受けたと言っている側の話を聞いていない、ブラック企業ではないか！パワハラを受けた組合員が「精神的苦痛を受けたのでやめて下さい」と２回区長に伝えに行ったが、区長は「同じことがあればまたやる」と言っている。

会社）どういう意図で言っているのか、指摘の通りであれば指導していく。確認する。

組合）直接区長に声を荒げられた。精神的に追い詰められてパワハラと感じるのでやめて欲しいと区長に直接言ったが同じことがあればまたやると言われた。

会社）会社として同じようなことあれば注意する。

組合）今回の件は声を荒げたことを区長に指導したと言っている。本人がやめてくれと言っているのに「またやる」と言っている。この区長はハラスメントが常態化している。この間不当労働行為も指摘されている。同じことを繰り返している。

会社）何をもってまたやると言ったか分からないが、職場秩序が乱れるようであれば注意する。

組合）掲示板の前で声を荒げている、大宮運転区で組合が職場秩序を乱したことがあるのか！職場秩序を乱しているのは区長だろう。

会社）会社として職場秩序は守らなくてはならない。

組合）一般論で語る内容ではない。我々は具体的に問題を出して議論している。同じことをやれば同じようにやる、苦痛だと言っているのにまたやると言っている。

会社）３月３日にまたやるという話は確認していないので、指摘通りなら指導していく。職場管理していくのが区長の仕事でそれを厳しくやると言うことなら理解できる。

地本が支社に求めたこと

- **パワハラをされた側の話を聞かない大宮支社の姿勢は、調査不十分であり不誠実な対応だ**
- **語気が強くなったレベルではない、音声や動画が出れば大変な問題なるので是正するべき**
- **一般論でパワーハラスメントをなくすのではなく、大宮運転区で疑われる事象がないよう現場長に指導すること**

2回目③へ続く